

府 監 第 1353 号
平成 20 年 7 月 30 日

請求人 様

大阪府監査委員 磯 部 洋
同 赤 木 明 夫

住民監査請求について（通知）

平成 20 年 7 月 11 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 1 請求の趣旨

日本共産党大阪府議会議員団（A・B・C・D・E・F・G・H・I・J）が平成 19 年度に支出した政務調査費のうち、調査委託費（議員 1 人あたり年額 2,420,000 円の支出）は補助の域を超えている額で、しかも党職員を雇用しており、目的外支出で違法である。

さらに、人件費の支出も補助の域を超えている額で、しかも党職員を雇用しており、目的外支出で違法である。

日本共産党は全国各地で政務調査費（主に人件費）の返還勧告を受けている。日本共産党大阪府議会議員団は昨年も平成 16～17 年度の政務調査費の支出は目的外支出だとして太田房江前大阪府知事から返還勧告を出されているにもかかわらず、平成 19 年度も懲りずに平成 16～17 年度と同じような支出をしていて、これは府民及び社会に対する挑戦と言わざるを得ない。

よって橋下徹大阪府知事に対し、日本共産党大阪府議会議員団が大阪府に請求人が請求する金額（B 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 815,040 円の計 3,235,040 円、G 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 1,350,000 円の計 3,770,000 円、F 議員の調査委託費 2,420,000 円、C 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 516,930 円の計 2,936,930 円、E 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 980,000 円の計 3,400,000 円、H 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 1,067,710 円の計 3,487,710 円、I 議員の調査委託費 2,420,000 円、D 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 1,531,859 円の計 3,951,859 円、A 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 910,000

円の計 3,330,000 円、J 議員の調査委託費 2,420,000 円と人件費 1,100,000 円の計 3,520,000 円) を返還させるよう求めます。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める理由

個別外部監査のほうが請求人に良い結果が出るのではないかという思惑があるため。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。』

第 2 監査委員

地方自治法（以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により、京極俊明監査委員、梅本憲史監査委員及び谷口昌隆監査委員は除斥された。

第 3 地方自治法第 242 条第 1 項の要件に係る判断

1 法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

2 請求人は本件請求において、調査委託費及び人件費の支出が補助の域を超えている額であり、しかも、党職員を雇用しているとして違法であると主張している。

しかしながら、一般的に政務調査費として、調査研究費及び人件費を支出することは大阪府政務調査費の交付に関する条例で認められており、本件請求においては、調査委託費及び人件費がどのような理由により、補助の域を超えた額で違法であるとしているのかについては判然としない。

加えて、請求人は平成 19 年度も平成 16～17 年度と同じような支出をしているとするが、この主張についても極めて漠然としており、本件請求において法第 242 条が住民監査請求の要件として認める財務会計上の違法、不当な

事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認めることができない。

第4 結論

したがって、本件請求は財務会計行為等の違法性、不当性について個別的、具体的に摘示されているとは認められないことから、法第242条第1項の要件を満たさない不適法な監査請求として却下する。